

二巡目の検討の進め方

(本資料)

- 1 親子関係に関する基礎的な規律の在り方
- 2 子の養育の観点から見た親権者、監護者及びそれら以外の親の関係の整理
- 3 子の監護について必要な事項の定めに関する実体的な規律

(資料 1 3 予定)

- 4 子の監護について必要な事項の定めに関する手続的な規律
- 5 父母の離婚後における子に関する事項の決定についての規律

(資料 1 4 予定)

- 6 養子制度
- 7 子の氏の変更に関する規律
- 8 財産分与制度

※ 飽くまでも、現時点での想定であり、二巡目の議論の推移によっては十分変わり得るものである。

※ 便宜上「親権」及び「親権者」の語を用いているが、これらの法的概念の在り方や用語の見直しも検討される予定である。

参考

法制審議会・家族法制部会の進め方

第1回（3月30日） 自己紹介，フリートーク

第2回（4月27日） 実態ヒアリング①

《一巡目の検討》

第3回（5月25日） 実態ヒアリング②

養育費の検討①，面会交流の検討①

第4回（6月22日） ヒアリングを踏まえた総論的議論

今後の検討の進め方に関する意見交換

養育費の検討②，面会交流の検討②

第5回（7月27日） （養育費の検討③，面会交流の検討③）

海外法制等に関する専門家ヒアリング 等

第6回（8月31日） 離婚後の子の養育に関する問題の検討

第7回（9月21日） 子の意思・意見の考慮に関する問題の検討

第8回（10月19日） 離婚制度以外の関連する問題の検討

第9回（11月16日） 未成年養子制度の検討

第10回（12月14日） 財産分与制度の検討

等を順に実施

《二巡目の検討》

第11回（令和4年1月）～ 一巡目の検討の整理，二巡目の検討の開始

※その後，中間試案の作成→パブリック・コメントの実施→要綱案の取りまとめ，
の順に進められるのが通例。